

# 全国の司法書士会一覧

## 北海道

- 札幌司法書士会 Tel: 011-281-3505  
〒060-0042 札幌市中央区大通西 13-4
- 函館司法書士会 Tel: 0138-27-0726  
〒040-0033 函館市千歳町 21-13 桐朋会館内
- 旭川司法書士会 Tel: 0166-51-9058  
〒070-0901 旭川市花咲町 4
- 釧路司法書士会 Tel: 0154-41-8332  
〒085-0833 釧路市宮本 1-2-4

## 東北

- 宮城県司法書士会 Tel: 022-263-6755  
〒980-0821 仙台市青葉区春日町 8-1
- 福島県司法書士会 Tel: 024-534-7502  
〒960-8022 福島市新浜町 6-28
- 山形県司法書士会 Tel: 023-623-7054  
〒990-0041 山形市緑町 1-4-35
- 岩手県司法書士会 Tel: 019-622-3372  
〒020-0015 盛岡市本町通 2-12-18
- 秋田県司法書士会 Tel: 018-824-0187  
〒010-0951 秋田市山王 6-3-4
- 青森県司法書士会 Tel: 017-776-8398  
〒030-0861 青森市長島 3-5-16

## 関東

- 東京司法書士会 Tel: 03-3353-9191  
〒160-0003 新宿区本塩町 9-3 司法書士会館2F
- 神奈川県司法書士会 Tel: 045-641-1372  
〒231-0024 横浜市中区吉浜町 1
- 埼玉司法書士会 Tel: 048-863-7861  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-16-58
- 千葉司法書士会 Tel: 043-246-2666  
〒261-0001 千葉市美浜区幸町 2-2-1
- 茨城司法書士会 Tel: 029-225-0111  
〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16
- 栃木県司法書士会 Tel: 028-614-1122  
〒320-0848 宇都宮市幸町 1-4
- 群馬司法書士会 Tel: 027-224-7763  
〒371-0023 前橋市本町 1-5-4
- 静岡県司法書士会 Tel: 054-289-3700  
〒422-8062 静岡市駿河区稲川 1-1-1
- 山梨県司法書士会 Tel: 055-253-6900  
〒400-0024 甲府市北口 1-6-7
- 長野県司法書士会 Tel: 026-232-7492  
〒380-0872 長野市妻科 399
- 新潟県司法書士会 Tel: 025-244-5121  
〒950-0911 新潟市中央区笹口 1-11-15

## 中部

- 愛知県司法書士会 Tel: 052-683-6683  
〒456-0018 名古屋市中区新尾頭 1-12-3
- 三重県司法書士会 Tel: 059-224-5171  
〒514-0036 津市丸之内養正町 17-17
- 岐阜県司法書士会 Tel: 058-246-1568  
〒500-8114 岐阜市金竜町 5-10-1
- 福井県司法書士会 Tel: 0776-30-0001  
〒910-0005 福井市大手 3-15-12 フェニックスビル5F
- 石川県司法書士会 Tel: 076-291-7070  
〒921-8013 金沢市新神田 4-10-18

- 富山県司法書士会 Tel: 076-431-9332  
〒930-0008 富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通3F

## 近畿

- 大阪司法書士会 Tel: 06-6941-5351  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町 1-1-6
- 京都司法書士会 Tel: 075-241-2666  
〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5-232-1
- 兵庫県司法書士会 Tel: 078-341-6554  
〒650-0017 神戸市中央区楠町 2-2-3
- 奈良県司法書士会 Tel: 0742-22-6677  
〒630-8325 奈良市西木辻町 320-5
- 滋賀県司法書士会 Tel: 077-525-1093  
〒520-0056 大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館2F
- 和歌山県司法書士会 Tel: 073-422-0568  
〒640-8145 和歌山市岡山丁 24番地

## 中国

- 広島司法書士会 Tel: 082-221-5345  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69
- 山口県司法書士会 Tel: 083-924-5220  
〒753-0048 山口市駅通り 2-9-15
- 岡山県司法書士会 Tel: 086-226-0470  
〒700-0023 岡山市北区駅前町 2-2-12
- 鳥取県司法書士会 Tel: 0857-24-7013  
〒680-0022 鳥取市西町 1-314-1
- 島根県司法書士会 Tel: 0852-24-1402  
〒690-0884 松江市南田町 26

## 四国

- 香川県司法書士会 Tel: 087-821-5701  
〒760-0022 高松市西内町 10-17
- 徳島県司法書士会 Tel: 088-622-1865  
〒770-0808 徳島市南前川町 4-41
- 高知県司法書士会 Tel: 088-825-3131  
〒780-0928 高知市越前町 2-6-25 高知県司法書士会館
- 愛媛県司法書士会 Tel: 089-941-8065  
〒790-0062 松山市南江戸 1-4-14

## 九州

- 福岡県司法書士会 Tel: 092-714-3721  
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴 3-2-23
- 佐賀県司法書士会 Tel: 0952-29-0626  
〒840-0833 佐賀市中の小路 7-3
- 長崎県司法書士会 Tel: 095-823-4777  
〒850-0032 長崎市興善町 4-1 興善ビル8F
- 大分県司法書士会 Tel: 097-532-7579  
〒870-0045 大分市城崎町 2-3-10
- 熊本県司法書士会 Tel: 096-364-2889  
〒862-0971 熊本市大江 4-4-34
- 鹿児島県司法書士会 Tel: 099-256-0335  
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 1-3 司調センタービル3F
- 宮崎県司法書士会 Tel: 0985-28-8538  
〒880-0803 宮崎市旭 1-8-39-1
- 沖縄県司法書士会 Tel: 098-867-3526  
〒900-0006 那覇市おもろまち 4-16-33

## 日本司法書士会連合会

ホームページ <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>  
〒160-0003 東京都新宿区本塩町 9番地3 Tel:03-3359-4171(代表)



## 日本司法書士会連合会

司法書士会

検索

## 不動産登記に関する相談

**司法書士は「登記の専門家」です。**

土地の売買、家の新築、親族への贈与、不動産を担保にした融資、住宅ローンの完済など、不動産は登記をすることによってあなたの権利が守られます。登記手続は複雑な場合も少なくなく、誤った登記をすると大事な財産を失うことにもなりかねません。

不動産登記の専門家である司法書士は、依頼者の代理人として適正な登記申請手続を行うだけでなく、登記の前提となる取引に立会い、的確なアドバイスをいたします。

## 相続・遺言に関する相談

**円滑な相続手続をお手伝いいたします。**

相続は誰もが経験する可能性のある法律問題です。遺産の分け方や誰が相続人かといったことから、「遺言が残されている」「遺産の中に借金がある」「相続人に未成年者がいる」等のケースまで、簡単なケースばかりではありません。遺産の中に不動産があるときは登記が必要になります。また、将来の相続争いを避けるために遺言をしておくことが有益なこともあります。

司法書士は相続登記や家裁での手続、遺言など専門性を発揮して的確にアドバイスいたします。

## 成年後見に関する相談

**司法書士は成年後見制度の担い手です。**

「成年後見制度」は、認知症や精神障害、知的障害などにより判断能力が不十分な方々が、人間としての尊厳を保ちながら安心して生活できるように、成年後見人等が財産管理や介護、福祉に関する手続を代わりに行うなどして、法律面や生活面で支援する制度です。

判断能力が衰える前に、将来に備えて後見人を決めておくことも可能です（任意後見制度）。

法律はもとより人権、福祉、医療の分野にまで及ぶ研修を受けた多くの司法書士が、成年後見人等に就任しています。

## 会社登記や企業法務に関する相談

**司法書士は会社登記と企業法務のスペシャリストです。**

会社の設立、新規事業の立ち上げ、定款の見直し、後継者への事業承継、事業再編など、企業経営では「会社法」に則った手続や会社登記が必要になります。

また、株主、顧客、取引先、従業員等との関係でも法的な対応が必要な場合があります。

司法書士は会社登記の専門家として、適正な登記手続を行うだけでなく企業法務全般を支援いたします。

## 日常生活のトラブルに関する相談

**思いがけなく見舞われる法的トラブルの解決を支援いたします。**

家賃や敷金のトラブル、職場のトラブル、契約のトラブル、交通事故、境界紛争など人生には様々なトラブルが起こることがあります。そんな日常生活のトラブルに遭遇したときは、「泣き寝入り」する前に司法書士にぜひご相談ください。

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件で依頼者の代理人として相手方との交渉や裁判、調停を行います。

また、すべての司法書士は金額に関係なく、訴状などの書面を作成して本人訴訟をバックアップいたします。

くらしの  
法律家

司法書士の仕事は  
使える法律の知恵と、  
等身大のアドバイスを  
提供することです。

## 借金に関する相談

**司法書士が生活再建を支援いたします。**

複数のクレジット会社、金融会社等から借入を行い、生活が破綻してしまい、家族離散など悲惨な結果を招くことが少なくありません。住宅ローンや教育費等の負担増、倒産やリストラ、保証倒れなど借金の原因は様々ですが、借金問題は必ず法的に解決ができます。

司法書士は相談者のお話を丁寧に伺い、「破産」「個人再生」「任意整理」「特定調停」「過払い金返還訴訟」等、個々の事情に応じた適切な解決方法を助言し、生活再建を支援いたします。